

(別添)

鳥取県園芸試験場防風樹刈込機械作業業務仕様書

1 業務の名称 鳥取県園芸試験場防風樹刈込機械作業業務

2 業務の期間 契約締結日～令和8年3月25日

3 業務の場所 鳥取県園芸試験場本場（東伯郡北栄町由良宿2048）

4 業務の箇所及び内容

（1）業務の箇所 別紙防風樹刈込箇所図のとおり

野菜・花きは場 北側（210m）

野菜・花きは場 西側（250m）

野菜・花きは場 南側（215m）

野菜・花きは場 東側（166m）

野菜ハウス群 東側（25m）

（2）業務内容

ア 防風樹の頭頂を2.5mに剪定するとともに、サイドは幅1.7mに刈込むこと。

イ 本作業で刈込んだ枝葉等は、粉碎して指定した場所に堆積しておくこと。

5 一般共通事項

（1）諸法規の遵守

業務の実施は関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

（2）業務責任者等

ア 受注者は作業従事者の中から、業務責任者と副業務責任者を選任し、作業中は作業現場にどちらかが常駐し、発注者との連絡調整を行うこと。

イ 業務責任者等は書面にて届け出ることとし、氏名・年齢・資格の写し・受注者との雇用関係を証明する書類を添付すること。なお、業務責任者等に変更があった場合も同様とする。

（3）作業計画等

ア 業務の実施に先立って、作業計画書（作業実施体制、作業員名簿、緊急連絡体制、作業要領を簡潔に示したもの）を施設管理担当者（以下「係員」という。）に2部提出し、承諾を受けること。

イ 作業実施計画書を、作業日の10日前までに2部、係員に提出し承諾後、作業を実施すること。

ウ 作業の実施後、作業報告書（業務内容等により写真を添付）を係員に提出すること。

6 作業日時等

（1）作業日時等は、次のとおりとし係員と十分協議の上、施設の運営に支障が生じないようにするとともに、施設の運営上、作業日時変更の必要が生じた場合は、協議の上、係員の指示に従うこと。

（2）平日の午前8時30分から午後5時までの間に実施すること。

(3) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に作業を実施する場合は、係員と協議を行うこと。

7 作業留意事項

(1) 作業箇所・内容に応じ、適正な機械器具、材料等を使用し、施設等に損傷を与えないこと。

(2) 作業実施のための必要な人員を確保し、作業に支障のないようにするとともに、臨機の作業に対応できる体制を整えておくこと。

(3) 作業従事者に対し、次に掲げる事項を徹底させるとともに、作業要領等の十分な教育、訓練を行い、作業中の事故等の防止に努めること。

ア 服装は原則として受注者の定めるものとし、名札等を着用し作業すること。

イ 建物、器物等を破損した場合は、直ちに報告し、その指示を受けること。

ウ 使用機材の適正な管理を行うこと。

(4) 使用機材、材料

ア 作業に使用する機材は省エネ、低騒音型等を使用し、環境に配慮すること。

イ 作業に使用する材料は、受注者の負担により購入すること。

(5) 検査の実施

業務完了後は係員立ち会いの上、発注者の検査を受けなければならない。

(6) 業務委託料の支払

委託料は業務完了後、完了検査終了後に支払うものとする。

(7) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。

(ア) 再委託の金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(8) 守秘義務について

作業実施に際して知り得た個人情報等については、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に開示、提示、漏らしてはならない。

(9) 疑義

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、係員と協議して定めるものとする。

(別添)

